

石巻市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域をいう。）の大学又は大学院を卒業し、又は修了した学生の本市への移住を伴う県内企業への就職を支援するため、予算の範囲内において、石巻市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、宮城県地方就職学生支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内企業 宮城県の区域に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 就職活動等 県内企業が大学又は大学院を卒業し、又は修了する予定の学生を採用するために実施する企業説明会（複数の企業が参加する合同企業説明会を含む。）、企業説明を伴う就職催事、採用試験及び面接に参加することをいう。

(交付対象経費及び支援金の額)

第3条 支援金の交付の対象となる経費は、県内企業への就職活動等に要した交通費（タクシーを除く公共交通機関の利用に係るものに限る。以下「交通費」という。）及び本市への移住に要した経費（以下「移転費」という。）とする。

- 2 交通費に係る支援金の額は、交通費の2分の1以内の額とし、1人につき19,710円を限度とする。
- 3 移転費に係る支援金の額は、1人につき81,500円を限度とする。

(交付回数)

第4条 交通費に係る支援金及び移転費に係る支援金の交付は、それぞれ1人につき1回を限度とする。

(交付対象者)

第5条 支援金の交付の対象となる者は、次条に規定する支援金の交付の申請の時（以下「申請時」という。）において、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 県実施要領第7(1)①(ア)及び(ウ)並びに第7(1)②の要件に該当すること。
- (2) 本市に移住したこと。ただし、在学中に交通費に係る支援金の交付を申請する場合は、申請時において、本市に移住していない場合であっても、県内企業に就職することが内定している場合は、支援金の交付の対象とする。
- (3) 申請時において、大学又は大学院を卒業し、又は修了した日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費に係る支援金の交付を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- (4) 次条の規定による支援金の交付の申請をした日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費に

係る支援金の交付を申請する場合は、卒業後又は修了後に県内企業に就職し、宮城県内に移住する意思を有していること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、本市及び宮城県が、支援金の交付の対象として不適当と認めた者でないこと。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード、運転免許証等の写真付き身分証明書の写し
- (2) 交通費及び移転費の支出が確認できる領収書等の写し
- (3) 住民票等の移住元及び転入後の住所が確認できる書類
- (4) 就業（内定）証明書（地方就職学生支援金の申請用）（様式第2号）
- (5) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

2 申請者は、前項各号に掲げる書類のほか、申請時において大学又は大学院を卒業し、又は修了している場合は卒業証明書又は修了証明書を、在学中に交通費に係る支援金の交付を申請する場合は卒業年次であることが確認できる在学証明書等を、それぞれ提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支援金を交付することが適當と認めるときは、支援金の交付を決定し、石巻市地方就職学生支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査により、支援金を交付することが不適當と認めるときは、支援金を交付しない旨の決定をし、石巻市地方就職学生支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

第8条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付を決定したときは、申請日から3月以内に当該支援金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、原則として、申請者の指定する口座への振込みにより行うものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、第7条第1項の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して必要な報告を求め、又はその職員をして当該交付決定者の住所若しくは居所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受け、又は支援金の交付を受けたとき。
 - (2) 申請日から1年以内に県実施要領第7(1)②の要件を満たす就業先（以下単に「就業先」という。）への就業を行わなかったとき。
 - (3) 申請日から1年以内に本市に転入しなかったとき。ただし、申請時において、本市の住民基本台帳に記録されている場合を除く。
 - (4) 就業先への就業開始日から1年以内に当該就業先を辞したとき。ただし、退職した日から3月以内に県実施要領第7(1)②の要件を満たす他の県内企業に就業する場合を除く。
 - (5) 申請日、本市への転入日又は就業先への就業開始日のいずれか遅い日から3年を経過する日の前日までの間に本市から転出したとき。ただし、住民票を移さないで本市から転出していた者については、申請日又は就業先への就業開始日のいずれか遅い日から3年を経過する日の前日までの間に本市から転出したときとする。
 - (6) 申請日、本市への転入日又は就業先への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、石巻市地方就職学生支援金交付決定及び確定取消通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、交付決定者に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。
 - (1) 第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合 支援金の全額
 - (2) 第1項第6号に該当する場合 支援金の半額
 - 4 市長は、前項の規定により支援金の返還を命ずるときは、石巻市地方就職学生支援金返還命令書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（返還の免除）

- 第11条 市長は、前条第3項の規定により支援金の返還を命じた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、当該支援金の返還を免除することができる。
- (1) 就業先の県内企業が倒産したとき。
 - (2) 精神又は身体に著しい障害が発生したとき。
 - (3) 災害その他特別の事情があると市長及び宮城県が認めたとき。
- 2 前項の規定による支援金の返還の免除を受けようとする者は、石巻市地方就職学生支援金返還免除申請書（様式第7号）に事実を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、必要に応じて現地調査その他の調査を行い、支援金の返還の免除の可否を決定し、石巻市地方就職学生支援金返還免除可否決定通知書（様式第8号）により、当該申請をした者に通知するも

のとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が宮城県と協議して定める。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。